第１回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年８月 28 日（金） 14 時 57 分～16 時 07 分	
兵庫労働局　第 3 共用会議室	
公益委員	上林委員、坂本委員、庭本委員
労働者委員	毛塚委員、森田委員
使用者委員	竹本委員、床次委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第１回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、三浦委員がご欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議につきましては公開としております。傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願い致します。

では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させて頂きます。

審議に入ります前に、労働基準部長より、御挨拶を申し上げます。

○丸山労働基準部長

皆様、本日はご多忙の中、兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から労使双方それぞれのお立場において、地域産業の発展と雇用の安定、そして働く方々の処遇向上にご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。

近年、我が国では人手不足が多くの産業で深刻化しており、物価上昇や労働市場の変化など、労使を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした中で、特定最低賃金は、単に賃金の最低額を定める制度にとどまらず、関係する産業における労働条件の改善や人材確保、さらには産業の健全な発展を支える重要な役割を担っているものです。

そして、特定最低賃金は現場を最もよく知る労使双方が主体となり、産業の実情や課題を踏まえながら、より良い労働条件の実現と産業競争力の維持・向上を目指して築き上げる制度であり、労使のイニシアティブが何よりも重要となります。

委員の皆様には、専門的な知見と豊富な経験を生かしながら、実りある議論を進めていただきますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○下風賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させて頂くところではありますが、時間の関係もありますので、資料１ページに添付してある委員名簿にて各自ご確認頂くことで代えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、議題(１)「部会長・部会長代理の選出について」に入らせて頂きます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前にご相談頂いて候補者をご推薦して頂き、その後、ご推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせて頂いておりますが、そのように進めさせて頂いてよろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○下風賃金指導官

それでは、そのようにさせて頂きます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いします。

○上林委員

公益側委員において事前に打ち合わせております。部会長には坂本委員を、部会長代理には庭本委員を推薦することで調整を終えていますので、この２名を推薦したいと思います。

○下風賃金指導官

ただ今、部会長に坂本委員、部会長代理に庭本委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様如何でしょうか。

○各委員
（異議なし）

○下風賃金指導官
　異議なしとの声を頂きましたので、部会長に坂本委員、部会長代理に庭本委員が選出されたものと確認致します。
　それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願い致します。
よろしくお願いします。

○坂本部会長
　部会長に選出されました坂本です。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしくお願いします。
　はじめに専門部会の議事録の確認を頂く委員を決めたいと思います。
　労働者側の委員は、どなたにされますか。

○毛塚委員
　毛塚でお願いします。

○坂本部会長
　使用者側委員は、どなたにされますか。

○吉川委員
　吉川でお願いします。

○坂本部会長
　それでは、当専門部会において議事録の確認を頂く委員は私と毛塚委員、吉川委員とすることとします。
　また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することとしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員
（異議なし）

○坂本部会長
　それでは、次の議題（２）「兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。
　今年も昨年と同様に「改正決定の必要性の有無について」それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会におい

て審議することとなりました。
　事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長
　事務局から説明します。
　兵庫県最低賃金につきましては、９件の特定最低賃金の設定がございます。
　お手元にお配りしておりますリーフレットをご覧ください。
　これは現在の兵庫県の地域別最低賃金が書かれておりまして、また現在設定されている特定最低賃金を一覧にしたものでございます。この特定最賃につきましては、兵庫県最賃 1,116 円を上回る時間額が設定されている６業種を掲載しております。繊維工業、各種商品小売業、自動車小売業の３業種は兵庫県最賃の適用となっていることがご確認頂けるかと思います。また、特定最賃につきましては適用除外する労働者、各業種で、賄いとか軽易な業務が適用除外となっております。また 18 歳未満又は 65 歳以上の者、清掃又は片付けの業務に主として従事する者、雇入れ後６か月未満の者であって、技能習得中のものがこの特定最賃適用除外となっていることをご留意ください。
　今年は６月 29 日から７月３日までの間に合計７件の特定最低賃金について改正の申し出を頂いたところとなっております。
　お配りしています専門部会資料８ページをご覧ください。
　今回改正の申し出を頂きました７件の特定最低賃金について表にまとめさせていただいております。いずれも受付時に形式的要件を具備しているものと事務局で確認しております。そして先般、７月 13 日の最低賃金審議会の本審におきまして、それらの申し出について各委員の方に確認を行って頂きました。そのうえで同本審においてその改正必要性の有無についての意見を求めるとともに、必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議を求めるというような諮問をさせて頂いたところです。次の 10 ページに７月 13 日に行いました諮問文の写しを付けております。
　なお、兵庫県では令和元年までは本審において各業種を一括して改正の必要性の審議を行い、必要性有りとなった場合は、各専門部会で金額審議のみを行っておりました。しかし、コロナ禍の令和２年以降は各業界事情に詳しい専門部会委員の判断に委ねるべきとの意見を踏まえ、各専門部会で改正必要性の審議及び必要性有りとなった場合には金額改正の審議を行う運びとなっております。
　本年も昨年同様、各専門部会において金額改正の必要性の有無に係る審議から行っていくことを決定しております。
　特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性に係る諮問・答申、そして金額を幾らにするかという金額改正の諮問・答申の二つの段階を経て金額改正に至るというかたちになっております。
　そのあたりについて簡単にご説明させて頂きます。

資料の２ページをご覧ください。

特定最低賃金の審議の流れを説明した資料を添付させて頂きました。

３ページですが、特定最低賃金は最低賃金法第 15 条から第 19 条で規定されていて、特定の産業または職業について、関係労使のイニシアティブに基づき地域別最低賃金に上乗せをするものとされています。

その決定は労使のイニシアティブにより決まり、全国で 223 件設定されています。

兵庫県では先程申し上げましたとおり、９件設定されているところですが、その内７件の改正申出があった状況となっております。

同じページには特定最低賃金と地域別最低賃金をそれぞれ比較して表にまとめております。

地域別最低賃金は時間額で 1,116 円で今後は 1,172 円に改定されるという答申がされていますので、10 月１日より 1,172 円の予定となっております。

地域別最低賃金は、その役割・機能として全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットである役割であるのに対し、特定最低賃金は、労使の取組を補完するものとしてそれぞれ役割設定が異なっています。

資料の５ページをご覧ください。

次に特定最低賃金の決定・改正までのプロセスです。

まず、関係労使からの申出がありましたら労働局長が諮問をし、審議会または専門部会で金額改正必要性の調査審議を行い、必要性答申があった場合は金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行い、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をして効力発生となります。

なお、注意点としまして、昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申では特定最低賃金の必要性の有無につきましては全会一致の議決に至るよう努力するものとされています。

つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということです。一方、平成 14 年の中央最低賃金審議会の協議会報告では、改正の金額に係る調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい、とされています。つまり全会一致だけではなく、採決により決定することも有り得ることを含んでいます。

以上のことから特定最低賃金につきましては、改正の必要性は全会一致が必須ですが、金額決定は全会一致が望ましいとされています。

また、改正の必要性有りとなった場合は、地域別最低賃金よりも高い額で特定最低賃金を決定することが求められています。

今後 10 月１日に地域別最低賃金が 1,172 円となる予定ですので、1,172 円より１円以上高い額での調査審議、決定を行っていただく必要があります。

資料の８ページ「特定最低賃金申出状況一覧表」をご覧ください。

塗料製造業で、申し出いただいた労働協約の最下限の金額は 1,200 円となっています。特定最低賃金の改正決定のルールとしては、労働協約の最下限を超えてはならないとなっていますので、必要性有りとなり金額改正審議に移行した場合は、上限とし

ては 1,200 円までとなります。以上から、1,173 円から 1,200 円までの審議となります。
　事務局からの説明は以上となります。

○坂本部会長
　ただ今の説明について、御意見、御質問はありますか。

○各委員
　（意見なし）

○坂本部会長
　それでは、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配り頂いている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長
　続きまして資料の説明をさせていただきます。

　以下の資料について説明。
　37 ページ　一般職業紹介状況（令和８年６月分）抜粋（兵庫労働局職業安定部職業安定課　令和８年７月 31 日発表）
　40 ページ　兵庫県金融経済概況（日本銀行神戸支店　2026 年７月 17 日）
　42 ページ　毎月勤労統計調査地方調査月報（兵庫県　令和８年５月）抜粋
　63 ページ　兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部　令和８年６月 22 日公表）抜粋
　99 ページ　兵庫県鉱工業指数月報（兵庫県企画部　令和８年５月速報）抜粋
　103 ページ　連合 2026 春季生活闘争　第７回（最終）回答集計（連合 2026 年７月３日公表）
　108 ページ　2026 春季生活闘争第７回（最終）回答集計（地方連合会/兵庫　2026 年７月１日）
　110 ページ　「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果（2026 年６月８日　日本商工会議所・東京商工会議所）
　130 ページ　塗料製造業関係最低賃金（令和６、７年度、全国）
　また兵庫労働局において独自に実施しました基礎調査の結果について説明させていただきたいと思いますが、この部分については担当の事務局の神藤から説明させて頂きます。

○神藤労働基準監督官
　私から基礎調査の結果の概要等について御説明させて頂きます。

以下の資料について説明。
令和８年度最低賃金に関する基礎調査結果（特定最賃）」（14～36 ページ）

○坂本部会長
ただ今の説明について、何か御意見、御質問はありますか。

○各委員
（意見なし）

○坂本部会長
それでは、審議を続けます。
事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性は無しということになります。
また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。
各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛けいたしますが、よろしくお願い致します。
それでは、まず労使それぞれから、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせて頂きたいと思います。
その段階で、双方がご意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たことになり答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくことになります。
では最初に労使双方それぞれで、意見調整をされるでしょうか。

○労使委員
はい。

○坂本部会長
それでは、それぞれ別室でお願いいたします。

（労使それぞれ別室で意見調整。）

○坂本部会長
それでは審議を再開します。
改正の申出をされた労側委員から金額改正の必要性に関するお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○毛塚委員

労働側から改正金額の要望について説明します。

日本塗料工業会が出しております2025年の塗料需要の結果です。

これについて、原材料価格の高止まり及び中東情勢の緊迫化に伴うナフサ価格の上昇により、塗料業界各社が相次いで価格改定を実施したところ、塗料販売数量は前年比2.1%減でありましたが、販売金額は1.6%増となっております。

また、連合が出しております2026春闘の賃上げ率は5.02%、300人未満の中小企業では 4.70%、塗料業界の 2026 春闘の結果では、塗料部会加盟単組の加重平均では4.65%の賃金改善が達成されたという状況になっております。

兵庫県の最賃状況として、地賃は56円のアップが決定されていることにより、物価上昇が続くなか塗料産業で働いている方のセーフティーネットを確保する観点に加え、塗料業界発展につなげる賃金の底上げが必要になってくると考えております。

今年度、他業種でも「必要性有り」で三者合意が出ております。塗料業界としても、優秀な人材の確保、他産業への人材流失の防止のためにも金額改正の必要性はあると考えています。

以上です。

○坂本部会長

次に使用者側委員からお願いします。

○吉川委員

塗料製造業特定最賃審議会の必要性について、使用者側の見解を表明いたします。

今年の兵庫県地方最賃額はプラス56円の1,172円となりました。現在の塗料製造業の特定最賃額は1,158円ですので、10月1から11月末までは1,172円が適用されます。

近年の地方最賃は、全国的に目標の1,500円に向けて上げ幅が拡大傾向にあることや一時的とはいえ地方最賃と逆転する状況が散見されます。対して2026年度の塗料製造業界は、原材料、エネルギーコスト高騰や地政学リスクに伴う溶剤不足、価格転嫁つまり値上げ、出荷統制、されには人手不足といった厳しい経営環境に直面しております。具体的には、出荷統制や大幅な価格転嫁が余儀なくされています。

ただし、価格転嫁にも限界がきている状況で、価格転嫁しやすい大手とそれが出来ない中小零細の間で二極化が進む一方であります。物資の調達についても、中小はさらに不利な状況に置かれています。

建築、外壁塗装市場などは維持管理型ストック産業として底堅いものの、全体として出荷量は減少傾向にあり、「出荷量減・売上高増」という逆転現象やコスト高による収益圧迫が昨年度から課題となっています。

このような厳しい事業環境のなかで塗料製造業特定最賃の引き上げ審議が必要かと言われれば正直なところ必要性なし、と回答したいところですが、ただ、昨年までの

交渉の経緯も含めて優秀な人材の確保、塗料製造業界の魅力向上及び高度専門性の維持など労使で共通する認識も多々あることも事実です。
　今年度の専門部会におきましては、前述の生産コストに苦しむ中小零細に重きを置いた金額交渉及び実績に基づいた数字による論理的な協議が三者間で行えるならば、塗料製造業界の優位性確保のためにも一定の理解を示し必要性有りとしたいと思います。
　以上です。

○坂本部会長
　労使双方よりそれぞれの考え方をお聞きしましたところ、ご意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。
　7月13日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせて頂きます。
　兵庫県塗料製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「兵庫県塗料製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める。」との内容で報告書を作成することについて御異議はございませんか。

○各委員
　異議なし。

○坂本部会長
　出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては全会一致により「兵庫県塗料製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める。」との結論に至ったということを確認しました。
　では事務局は、「兵庫県塗料製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める。」との専門部会報告及び答申文についてそれぞれの案の作成をして下さい。

○安積賃金室長
　それでは事務局で準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

（事務局で報告文案の準備を行う。）

○坂本部会長
　では、報告文案から確認したいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官

はい、報告文案を読み上げます。
令和８年８月 28 日
兵庫地方最低賃金審議会
会長　山口　隆英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会
部会長　　坂本 知可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県塗料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員　上林 憲雄、坂本 知可、庭本　佳子
労働者代表委員　毛塚　駿、三浦 圭司、森田 直樹
使用者代表委員　竹本　伸久、床次　正庸、吉川 和宏

以上です。

○坂本部会長
ただ今読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員
異議なし。

○坂本部会長
それでは報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。
続いて、今回は全会一致での議決となりますので局長あての答申を行います。
それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官

令和８年８月 28 日

兵庫労働局長
金成　真一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山口　隆英

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県塗料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○坂本部会長
ただ今読み上げていただいた答申文案の内容でよろしいですか。

○各委員
異議なし。

○坂本部会長
それでは答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。
本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしましたので、事務局は準備をお願いします。

（坂本部会長から丸山労働基準部長に答申文を手交。）

○坂本部会長
続いて議題（３）「その他」ですが、事務局から説明事項等ありますか。

○安積賃金室長
本日、改正必要性有りの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を 15 日間行うこととなります。
そのため次回の専門部会の日程ですが、次回は９月 15 日火曜日午後１時 30 分からの開催でお願い致します。
また、次回の専門部会につきまして、公開・非公開についてのご判断をお願い致し

ます。

○坂本部会長
　では次回は９月 15 日火曜日午後１時 30 分から開催します。
　次回は金額審議となりますが、昨年より専門部会においても「公労使三者が集まって議論を行う部分は公開」と決定しておりますので公開したいと思います。
　よろしいですか。

○各委員
　異議なし。

○坂本部会長
　特に異議もありませんのでそのようにしたいと思います。その他ございますでしょうか。

○安積賃金室長
　特にございません。

○坂本部会長
　本日の審議はこれで終わります。お疲れ様でした。

坂本　知可

毛塚　駿

吉川　和宏